

長久手市平成こども塾運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市平成こども塾の管理及び事業運営に係る組織として、長久手市平成こども塾運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 長久手市平成こども塾施設の運営に関する事項
- (2) 長久手市平成こども塾事業全般に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 地域で活動する団体代表
- (3) 長久手市小中学校長会代表
- (4) 長久手市PTA連絡協議会代表
- (5) 公募による市民
- (6) 市長が特に認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長が委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、みどりの推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。